

第24回福島地方労働審議会

平成28年度労働行政運営方針(案)

説明資料

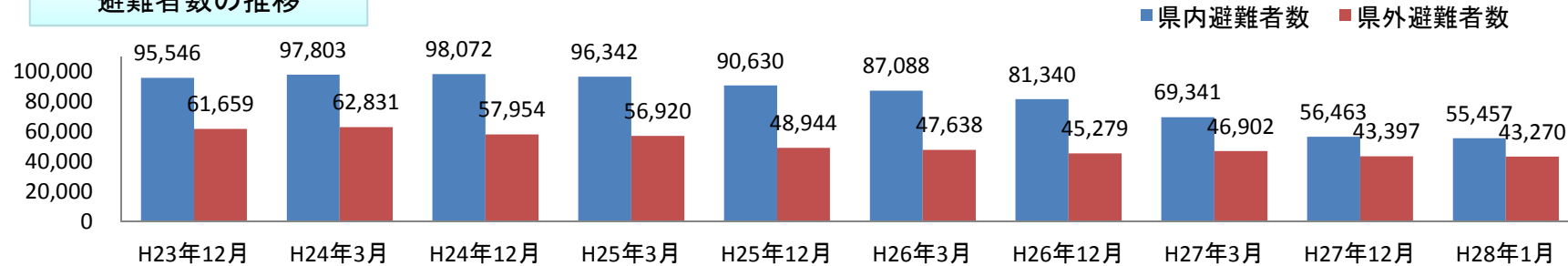
平成28年3月4日

福 島 労 働 局



避難者数の推移

※福島県提供のデータにより集計



(H23.3.1比)	
県人口	1,926,425人(▲97,976)
男	941,237人(▲41,190)
女	985,188人(▲56,786)
生産年齢人口	1,131,712人(▲104,121)
男	579,896人(▲47,094)
女	551,816人(▲57,027)

福島県



(H23.3.1比)	
福島市	人口 283,354人(▲8,638)
男	137,853人(▲2,600)
女	145,501人(▲6,038)
生産年齢人口	168,871人(▲11,497)
男	85,234人(▲3,771)
女	83,637人(▲7,726)

(H23.3.1比)	
南相馬市	人口 63,083人(▲7,669)
男	31,139人(▲3,254)
女	31,944人(▲4,415)
生産年齢人口	35,812人(▲6,412)
男	18,821人(▲2,764)
女	16,991人(▲3,648)

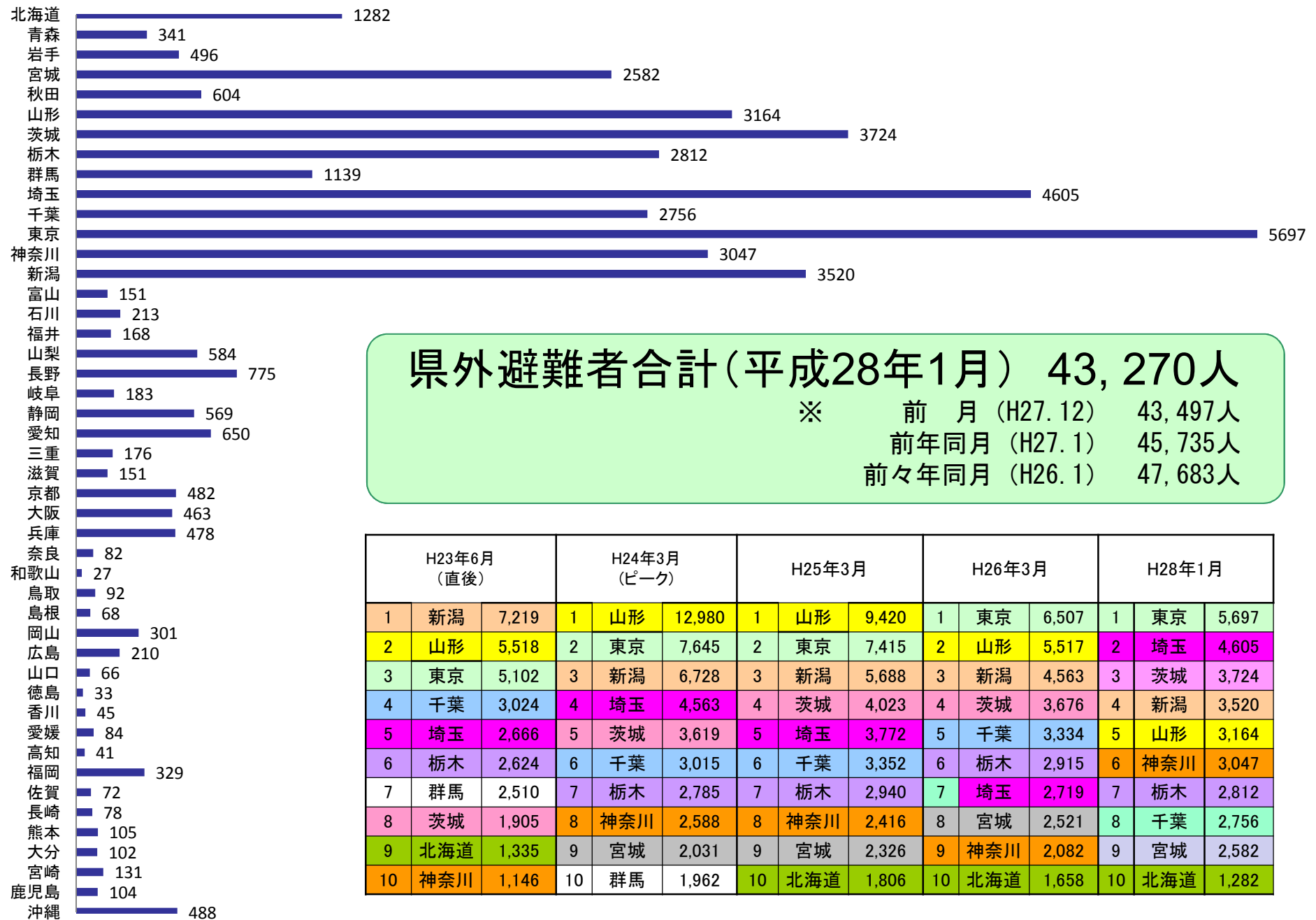
(H23.3.1比)	
会津若松市	人口 121,711人(▲4,161)
男	57,781人(▲1,929)
女	63,930人(▲2,232)
生産年齢人口	70,829人(▲5,129)
男	35,244人(▲2,577)
女	35,585人(▲2,552)

(H23.3.1比)	
郡山市	人口 329,368人(▲9,514)
男	162,959人(▲3,501)
女	166,409人(▲6,013)
生産年齢人口	204,593人(▲13,414)
男	104,920人(▲5,388)
女	99,673人(▲8,026)

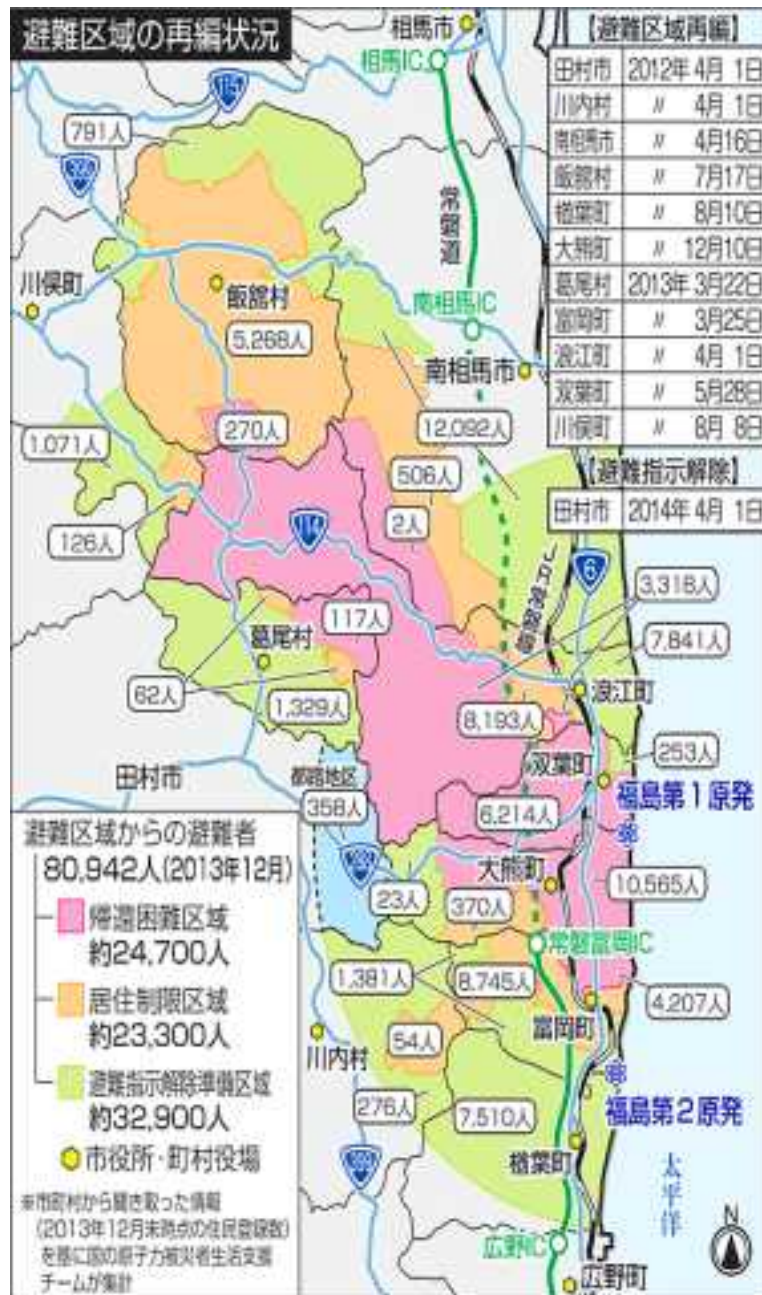
(H23.3.1比)	
いわき市	人口 324,466人(▲16,997)
男	158,104人(▲6,838)
女	166,362人(▲10,159)
生産年齢人口	190,585人(▲17,882)
男	97,702人(▲7,530)
女	92,883人(▲10,352)

- 福島第一原子力発電所
- 福島第二原子力発電所

福島県から県外への避難者の状況



福島県の避難区域等の現状と除染



役場機能の移転

双葉町・楡葉町 → いわき市

大熊町 → 会津若松市

葛尾村 → 三春町

浪江町 → 二本松市

富岡町 → 郡山市

飯舘村 → 福島市

除染の進捗状況(環境省HPサイトより)



●除染実施区域(上地図：緑色)

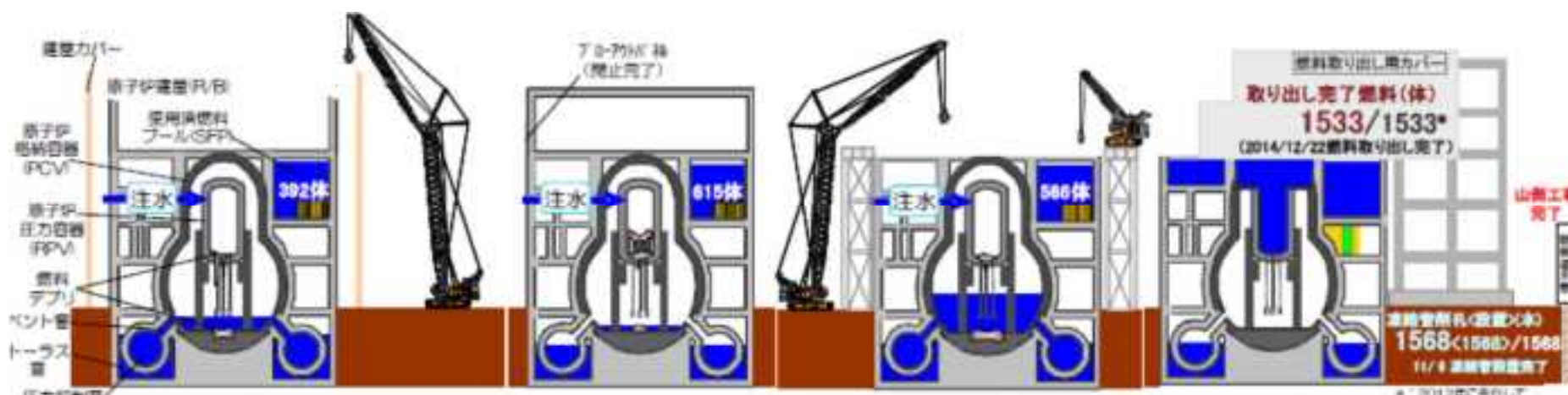
- 汚染重点調査区域 36市町村
 - 除染計画に対する実績率
- 27年12月末 出所：福島民報1/30付記事
- 住宅 73.9%
公共施設 86.1% 道路 46.4%

●除染特別区域(上地図：橙色枠)

- 終了→田村市、楡葉町、川内村
大熊町、葛尾村、川俣町
- 着手→飯舘村、南相馬市、浪江町
富岡町、双葉町

(平成27年12月31日時点)

	燃料取り出し	燃料デブリ取り出し
現行目標(2015年改定)	2020年度(初号機)	2021年度内(初号機)
1号機(最速プラン=プラン2)	2020年度(予定)	2021年度(予定)
2号機(最速プラン=プラン1)	2020年度(予定)	2021年度(予定)
3号機(最速プラン=プラン1)	2017年度(予定)	2021年度(予定)
4号機	2014年12月取り出し完了	—



各号機の現状 (東京電力発表)

1号機

原子炉建屋5階のオペレーティングフロア上部のガレキを撤去をするため、屋根パネル取り外しに着手し27年10月5日取り外しを完了。

2号機

格納容器内部調査の事前準備として格納容器貫通部の遮蔽ブロックの撤去を完了。各種ロボットによる内部調査を実施中。

3号機

使用済燃料プールから燃料取り出しに向け、プール内に落下した燃料交換機撤去作業を実施し終了。他のガレキを撤去する作業中。

4号機

25年11月18日(月)に燃料取り出しの作業を開始
26年12月22日使用済燃料プールからすべての燃料の取出し完了

出典:東京電力公開資料

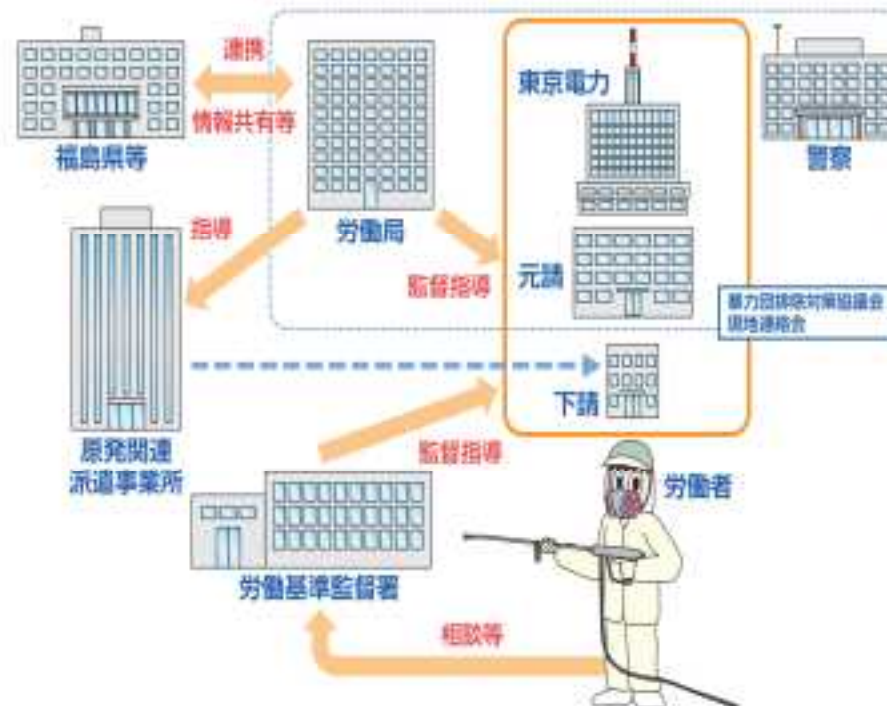
○ 福島第一原発構内での監督・指導



○ 廃炉作業の労働災害防止について要請



○ 福島第一原発の廃炉措置への対応



○ 福島第一原発事故作業現場に対する監督指導

局署合同で随時立入調査を行うなどにより、現場の安全衛生管理はもとより、下請も含めた事業場の労働条件関係についても監督指導を実施しています。

⇒ 309事業者、296件の法違反について是正を勧告 (平成27年1月～12月速報値)

(是正を勧告した例: 有効な呼吸用保護具の不使用、放射線測定器の未装着、特定健診の未実施、時間外労働手当の不足、賃金台帳の記載事項不備等)

東日本大震災復旧・復興工事における労働災害発生状況

総 数							うち除染等業務分						うち原発廃炉作業分					
年	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	※H27	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	※H27	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	※H27	計
(休業4日以上) 死傷者数	113	92	116	110	103	534	0	9	70	80	79	238	8	7	4	8	6	33
	6	0	6	4	3	19	0	0	4	2	1	7	0	0	0	1	2	3

※平成27年は2月集計の速報値

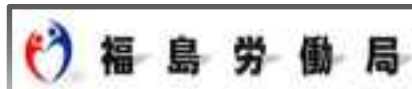
東日本大震災に伴う労災保険給付の請求・決定状況

福島労働局(平成27年12月31日現在)

		合計	沿岸3署				内陸署
		(決定率)	小計	いわき署	相馬署	富岡署	その他の署
請求件数		291件	224件	61件	129件	34件	67件
	うち遺族(補償)給付	187件	181件	33件	119件	29件	6件
決定件数		291件	224件	61件	129件	34件	67件
		(100.0%)					
	うち遺族(補償)給付	187件	181件	33件	119件	29件	6件
		(100.0%)					

(注) 決定率: 決定件数を請求件数で除した率

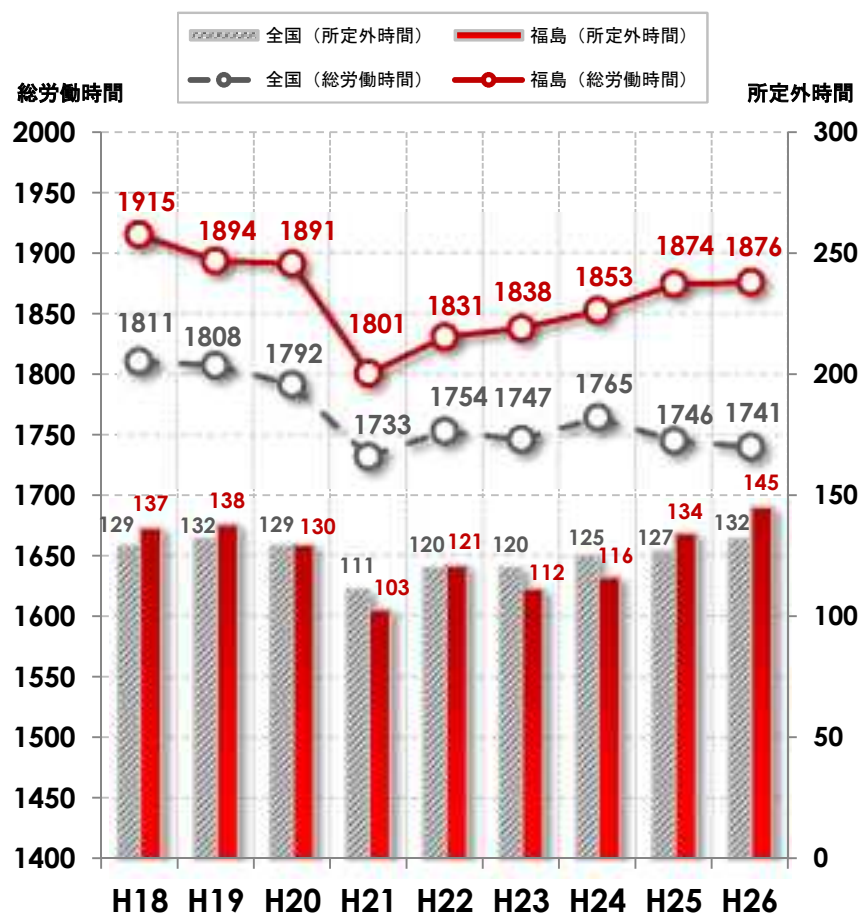
福島県内の労働時間・有給休暇取得状況



9

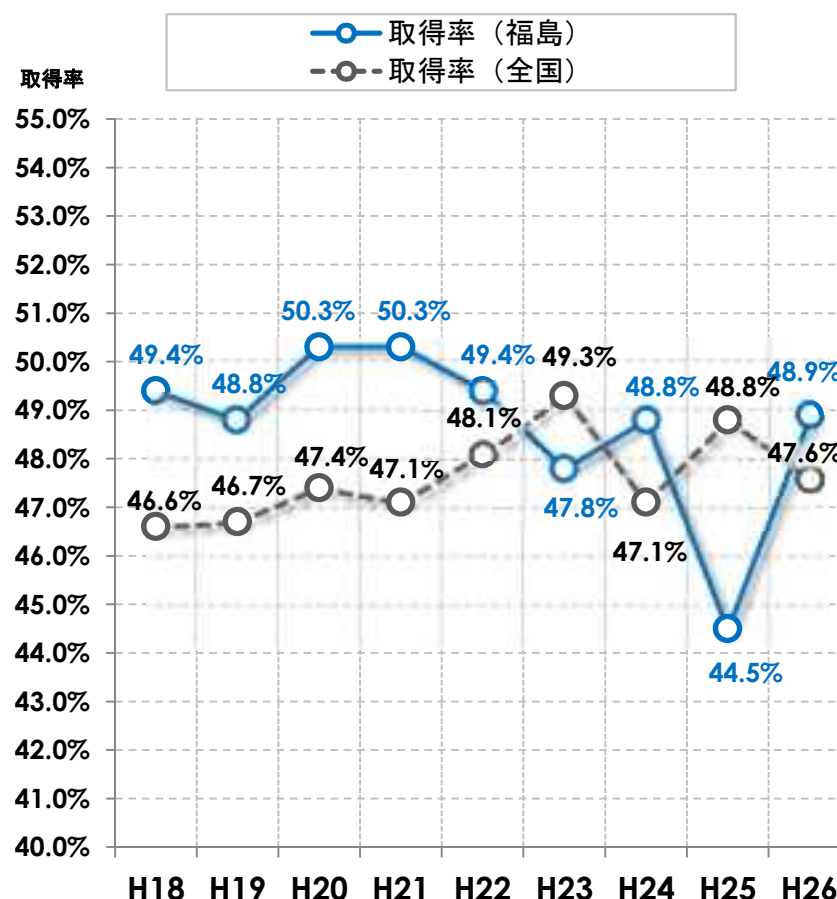
- 労働者一人当たりの総労働時間の平均は、全国平均より100時間程度上回る水準で推移しており、時間外労働の平均についても全国平均かそれを上回る水準で推移している。（下左図）
- 年次有給休暇の取得率に関して、平成26年は前年比で4.4%上昇した。（下右図）

労働時間の推移



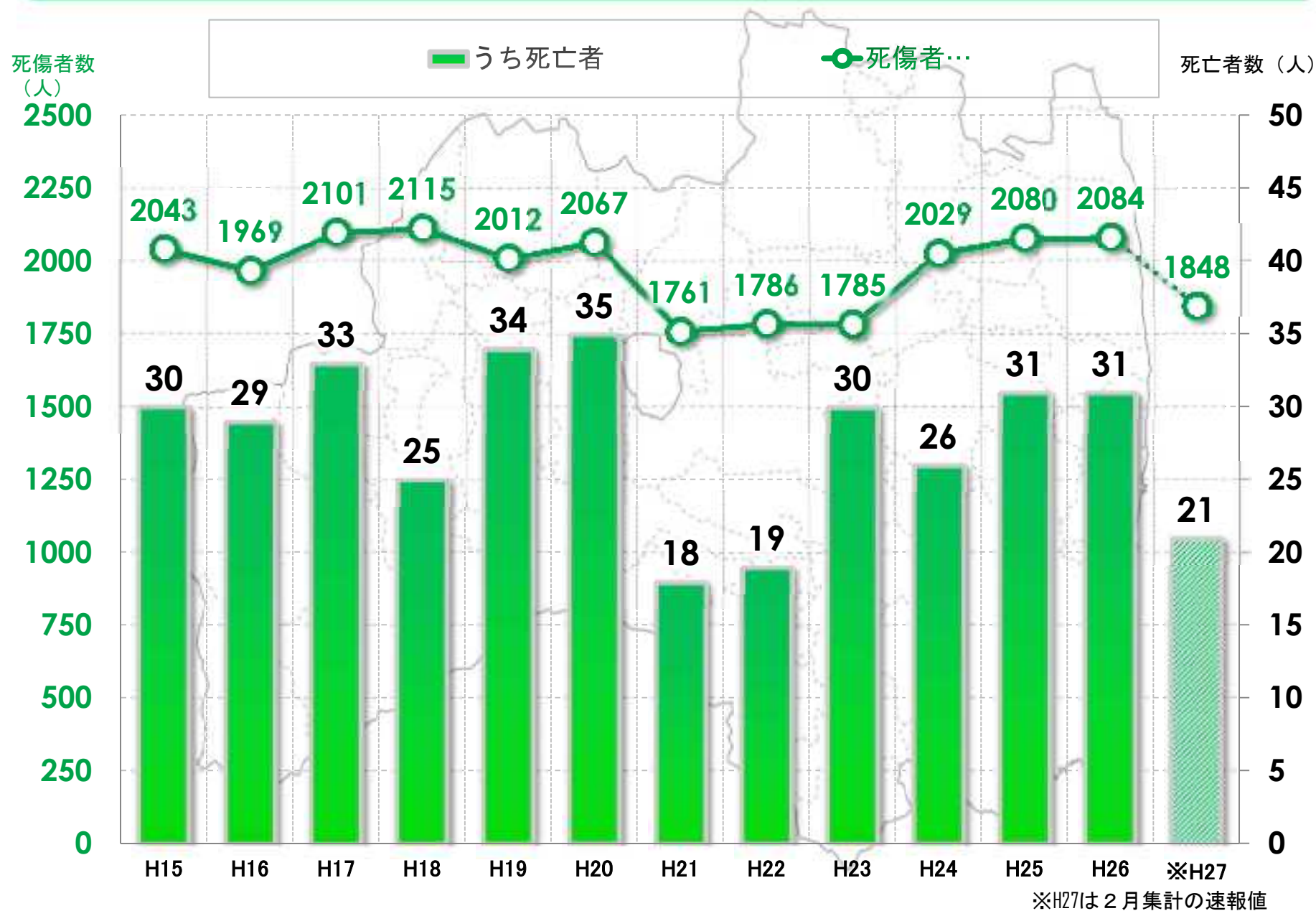
◇労働時間（全国・福島）・有給休暇取得率（福島）：毎月勤労統計調査

年次有給休暇取得率の推移



◆有給休暇取得率（全国）：就労条件総合調査

福島県内の労働災害発生状況



福島県内の最低賃金の推移



産業別最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。
(金額は時間額)

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

平成27年12月18日発効

801円

自動車小売業最低賃金
＜二輪自動車小売業(原動機付き自動車を含む)を除く。＞

平成27年12月18日発効

800円

非鉄金属製造業最低賃金

平成27年12月18日発効

816円

電機部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金
＜医療用計測機器製造業(心電計製造業)を除く。＞

平成27年12月18日発効

767円

輸送用機械器具製造業最低賃金

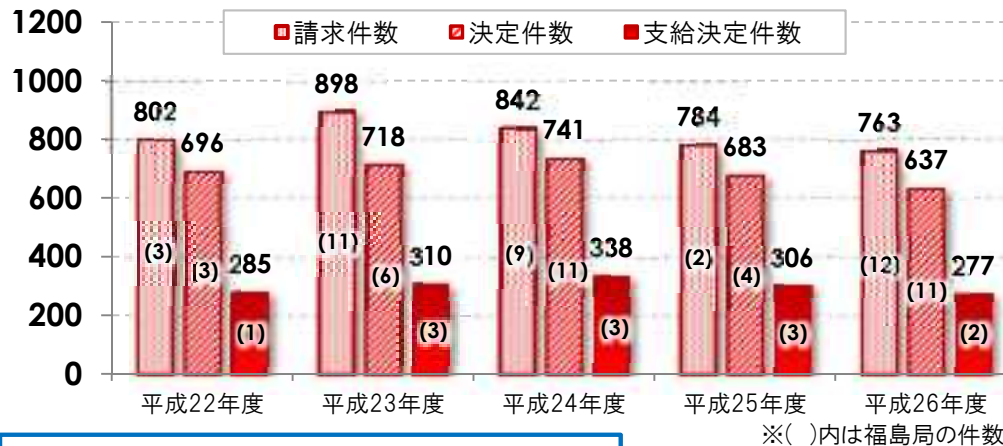
平成27年12月18日発効

816円

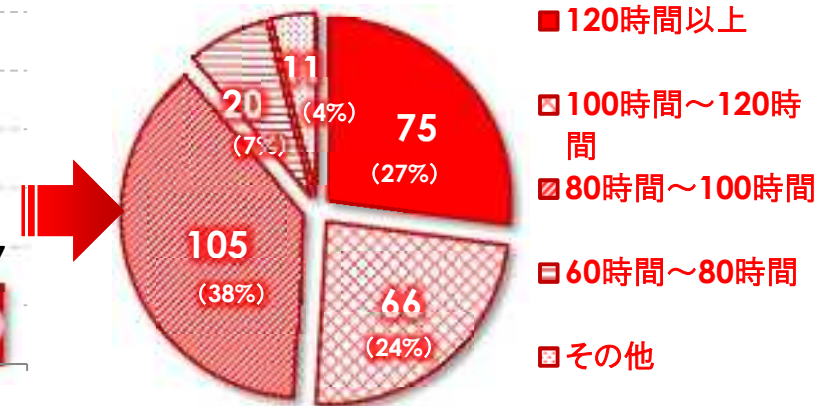
脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求支給状況

- 長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られている。
- 極度の長時間労働は、心身の極度の疲労、消耗を来し、うつ病等の原因となるとされているほか、長時間労働そのものについて心理的負荷の総合評価において考慮すべきものとされている。

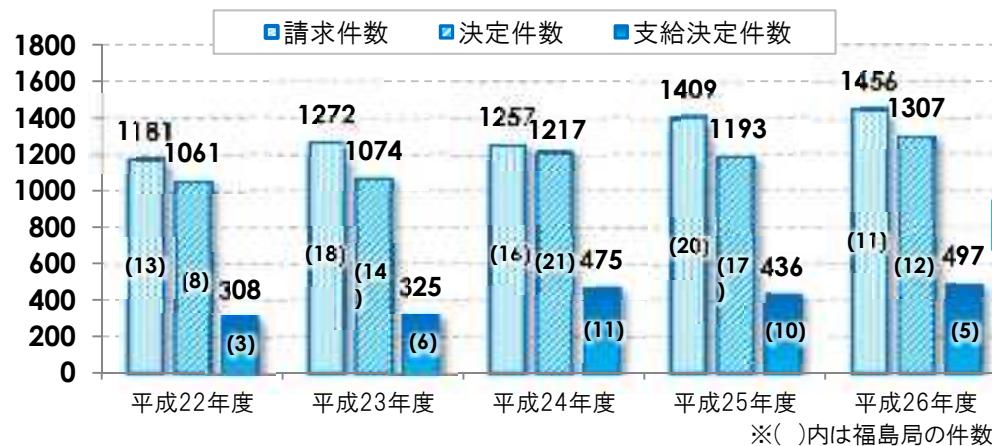
脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



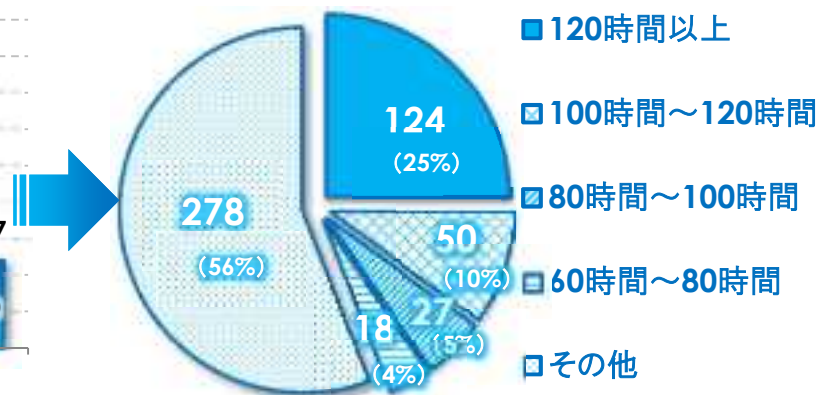
時間外労働数の割合(平成26年度)



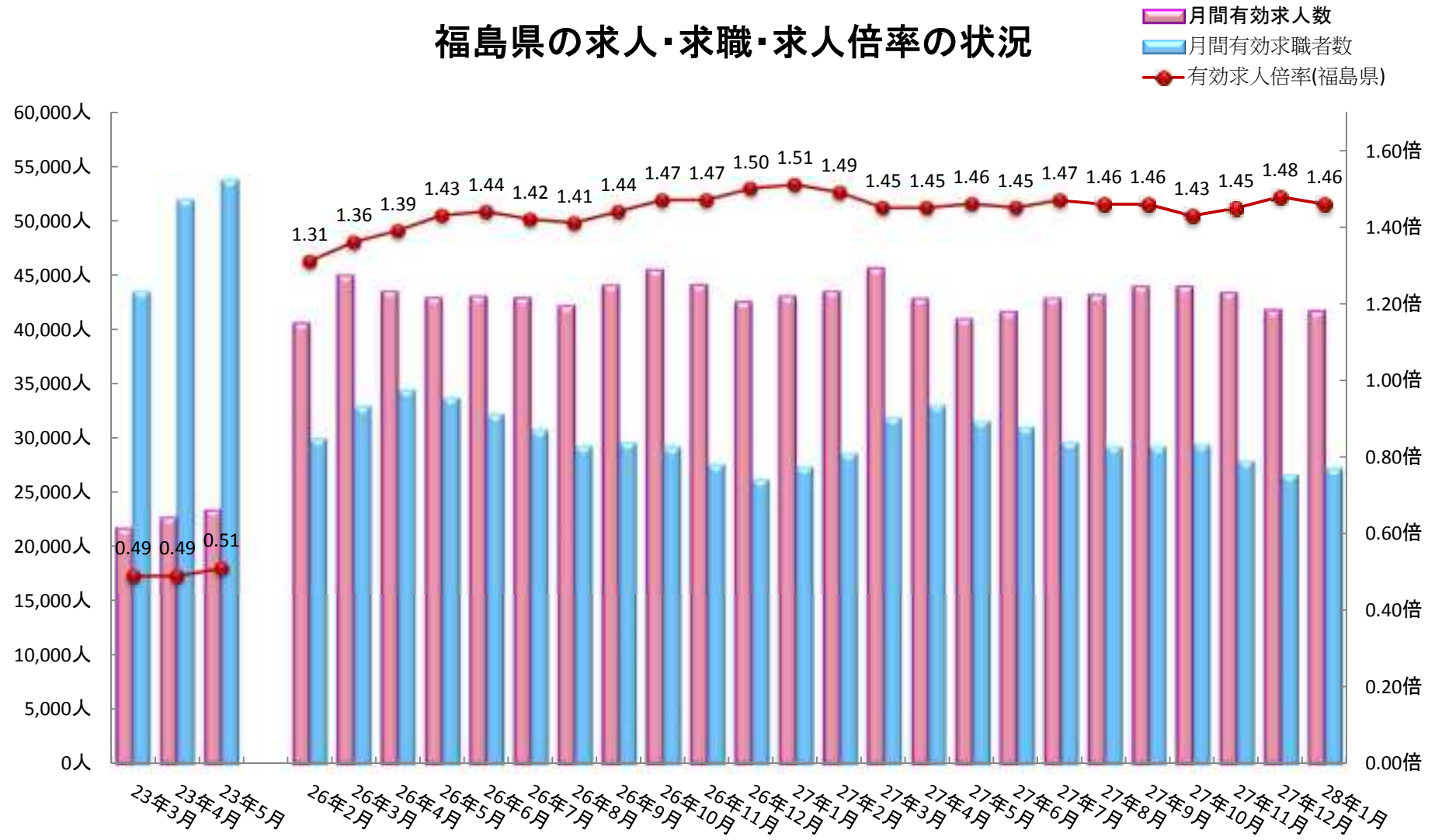
精神障害に係る労災請求・決定件数の推移



時間外労働数の割合(平成26年度)



福島県の求人・求職・求人倍率の状況

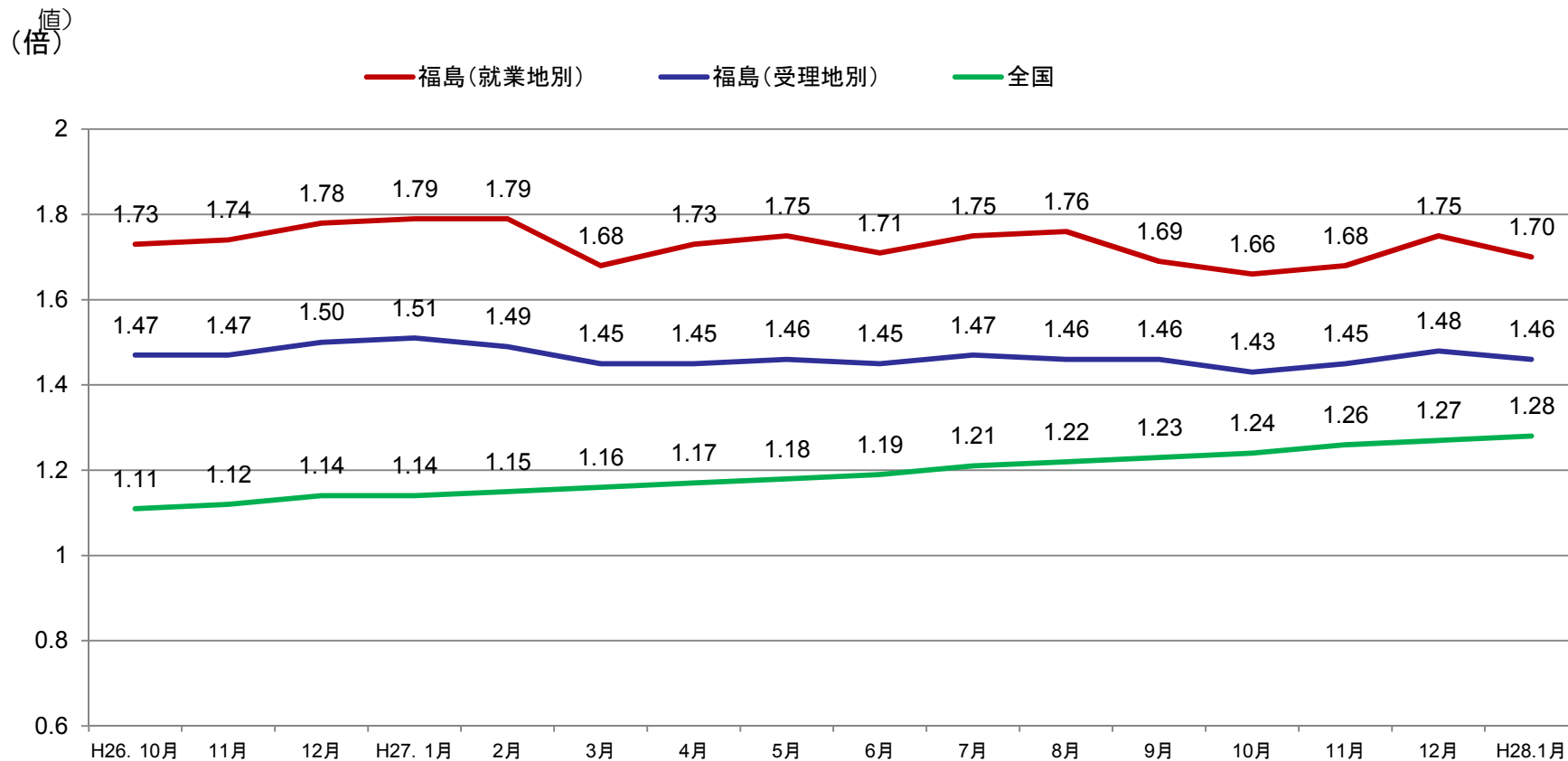


- 毎月公表されている「受理地別」有効求人倍率は、全国3～10位で推移。
これを「就業地別」の有効求人倍率でみると、全国1～4位で推移。

① 年度・月別の「有効求人倍率」の推移（「受理地別」「就業地別」比較）

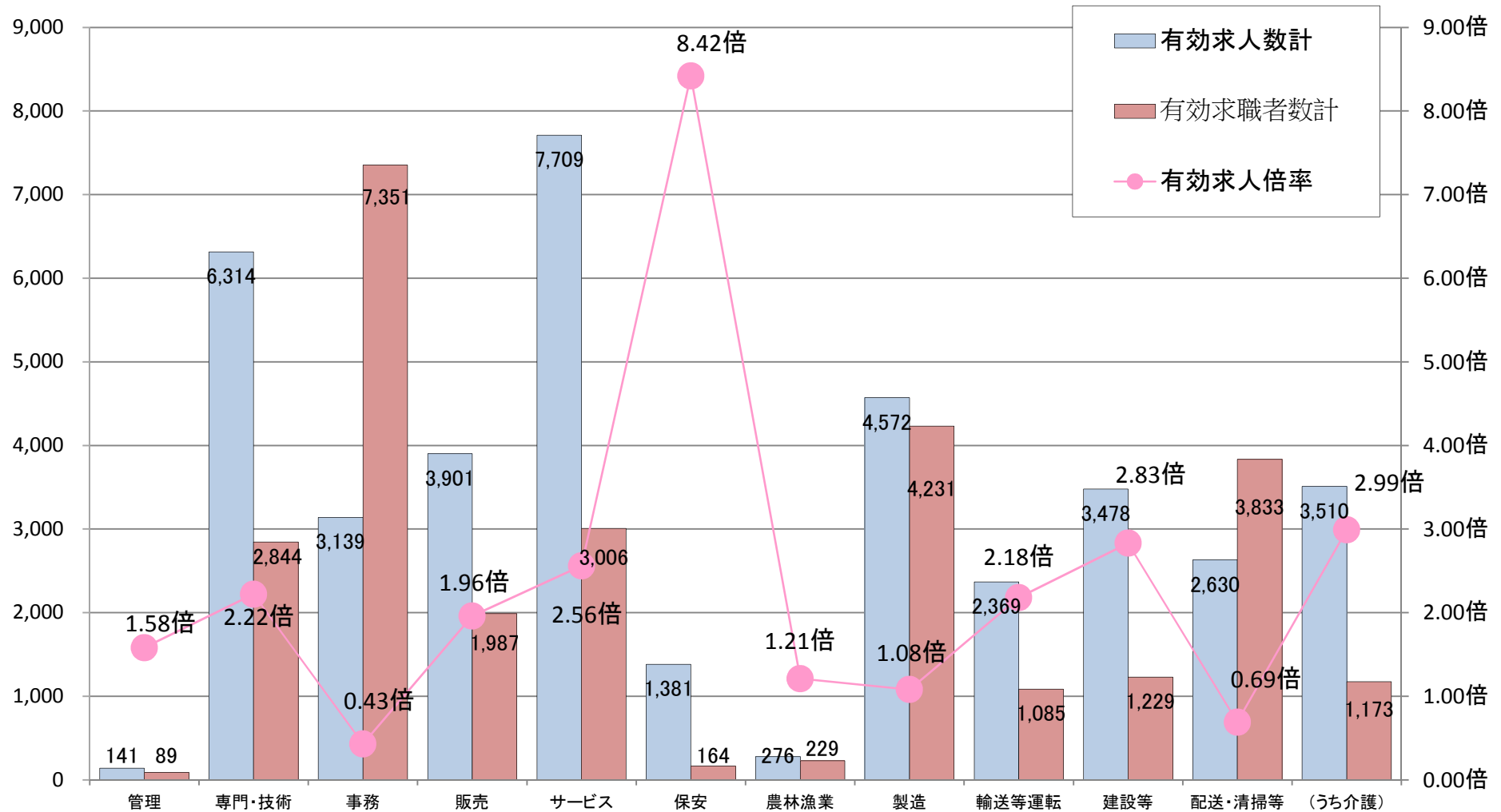
- 「就業地別」有効求人倍率が、「受理地別」倍率を上回り、毎月、全国1位の水準で推移。

（※グラフ中は季節調整値）



常用有効求人数及び常用有効求職者数の職業別状況（平成28年1月）

○ 専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客・給仕など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転や建設等の職業等で求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配送・清掃等で求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。



除染現場やインフラ復旧が進んでも、働く場や人材育成の機会が十分でないと、帰還しても生活基盤は不安定のまま

福島雇用促進支援事業

県・市町村や地域関係者による協議会が策定した雇用対策・就労支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業委託して実施

(25年5月)

「福島広域雇用促進支援協議会」設置

■ 市町村・地元商工会

(25年10月) 事業開始

■ 介護、建設重機資格取得講座
避難者職業意識調査事業
雇用に係る支援制度説明会
再就職支援セミナー事業、
地域就職面接会事業 等

(26年4月) 26年度事業開始

■ パソコン、介護、建設重機資格取得講座
職場見学バスツアー事業
放射線に関する出前企業セミナー
市町村別就職面接会事業
再就職支援セミナー事業等

(27年4月) 27年度事業開始

■ 建設資格講座(企業申込型)
人材獲得セミナー
地域食産業人材養成講座
避難者等職業相談事業
地域就職面接会事業 等

※ 下線は当該年度の新規事業

川俣町

「クレーン・玉掛けは今後も需要があると思う。求人者のニーズが多様化しているので車両系のみでは就職が厳しい」

飯館村 (福島市)

「除染に係る事業はまだ必要だと思うので、引き続き実施して欲しい」
(12月南相馬市内で除染等講習会開催)

葛尾村 (三春町)

「緊急雇用創出事業の見直し、村民の多くが従事している除染業務が本年度で完了するなど、新たな雇用先確保対策が必要」

田村市

雇用促進員設置

「企業見学バスツアーは一定程度の参加者がいることから今後も継続実施して欲しい」(11月企業見学バスツアー川内村と合同開催)

川内村

「工業団地に8社の誘致が決定、250人の雇用が見込まれる(30年3月操業予定)」(11月企業見学バスツアー田村市と合同開催)

富岡町 (郡山市)

「250を超える事業所が再開しているが、いわき市での再開が多く、うち建設業からは事務職が足りない等の声がある」(3月いわき市で合同就職面接会開催)

広野町

「各種講習について住民からの問い合わせが増えてきている。面接会参加者は、町内の方が少なく新たに引っ越してきた人が多かった」(5月29日に広野町で榎葉町との合同で就職面接会開催)

南相馬市

雇用促進員設置

「人手不足をどのように解消していくか。南相馬市内の企業を知っていただくため近隣市町村との合同就職面接会の開催や企業見学バスツアー事業の実施を具体的に進めたい」(2月合同就職面接会、企業見学バスツアー開催)

浪江町 (二本松)

雇用促進員設置

「建設機械、パソコン講習について問い合わせが多い。浪江町民も多くの人々が各種事業を利用しているようなので引き続き実施をお願いしたい。」

双葉町 (いわき市)

雇用促進員設置

「町民の避難先での持ち家取得が増えてきているようである」(3月いわき市で合同就職面接会開催)

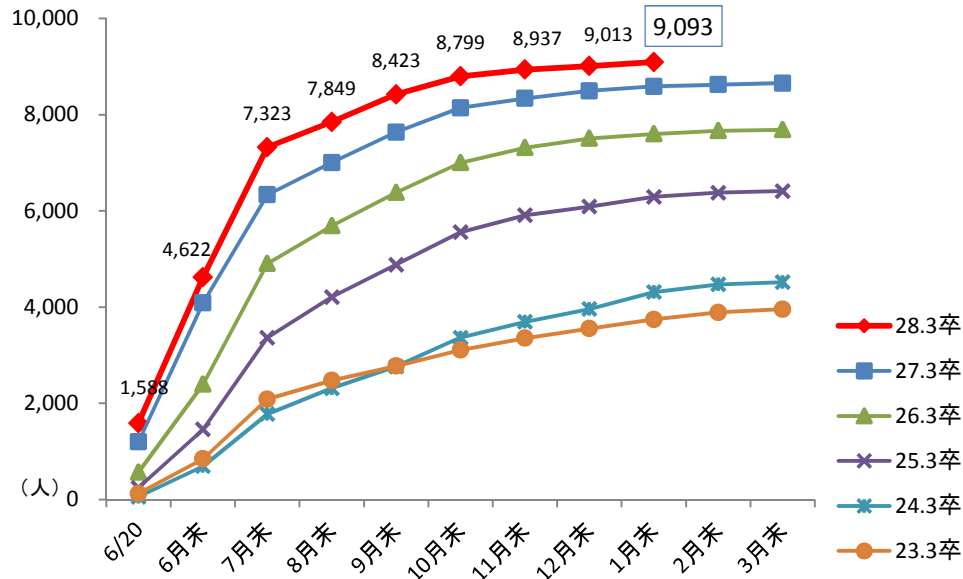
大熊町 (会津若松市)

「大熊町民の会津地方への避難者数は2千人を切っており、現在はいわき市や郡山市に集中している。」(1月郡山市、3月いわき市で合同就職面接会開催)

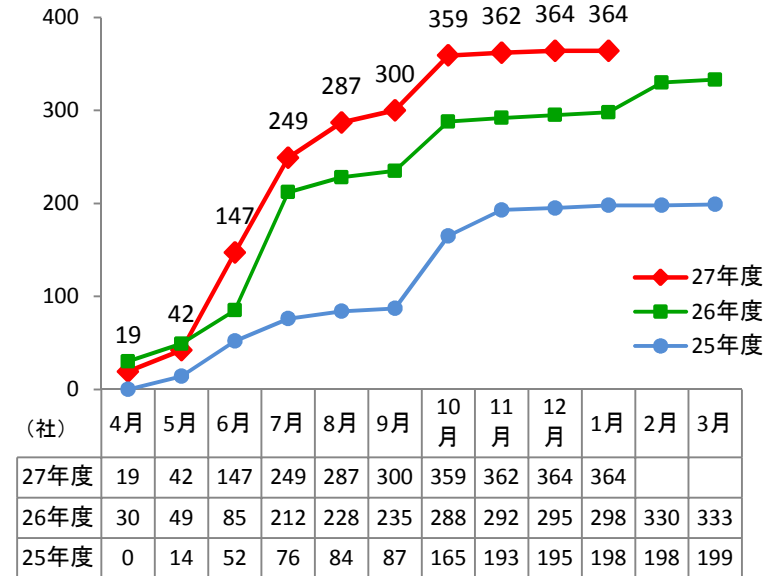
榎葉町 (いわき市)

「9月5日以降の帰還者数は1割程度、60代以上が多い。子供のいる世帯は避難先での生活が落ち着いているので戻るのは難しい」

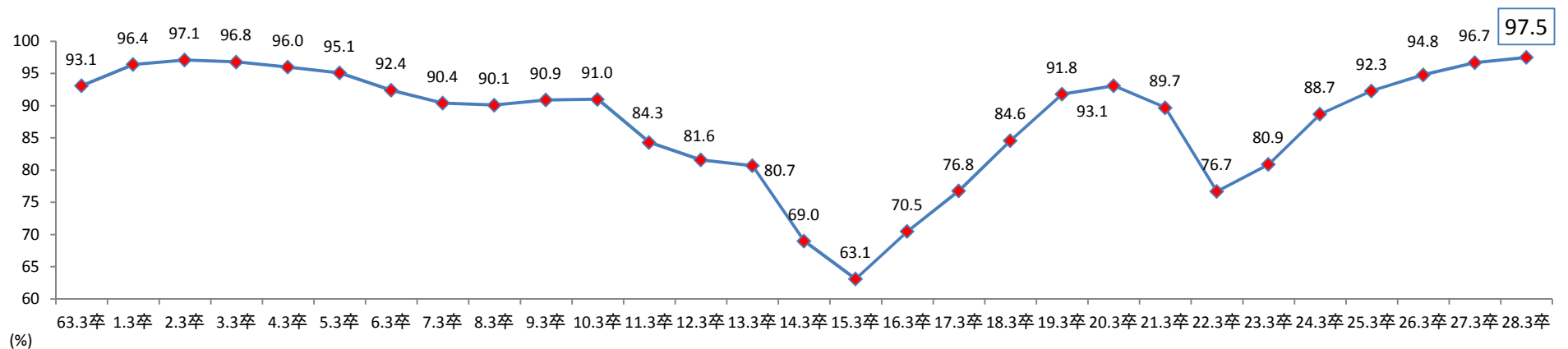
① 高卒求人の提出状況



② 若者応援宣言企業数



③ 就職内定率の推移（各年1月末現在）



ハローワーク別主要指標の状況（平成28年1月）

18

		福島	平	会津若松	郡山	白河	須賀川	相双	二本松	局計
就職件数 (常用)	1月実績	300	444	353	365	151	172	157	109	2,051
	累 計	4,965	5,422	4,729	5,106	1,991	2,171	1,916	1,305	27,605
	年度目標値	6,814	7,242	5,983	7,158	2,628	2,852	2,569	1,775	37,021
	進捗率	72.9	74.9	79.0	71.3	75.8	76.1	74.6	73.5	74.6
充足件数 (常用)	1月実績	310	412	312	376	135	150	199	117	2,011
	累 計	4,964	5,120	4,352	5,333	1,827	1,841	2,132	1,276	26,845
	年度目標値	6,877	6,873	5,589	7,290	2,582	2,338	2,901	1,756	36,206
	進捗率	72.2	74.5	77.9	73.2	70.8	78.7	73.5	72.7	74.1
雇用保険受給 者の早期再就 職件数 (数値は1ヶ月 遅れ)	12月実績	107	147	85	138	51	82	45	57	712
	累 計	1,120	1,423	860	1,364	409	588	437	447	6,648
	年度目標値	1,563	1,693	1,074	1,857	605	592	496	530	8,410
	進捗率	71.7	84.1	80.1	73.5	67.6	99.3	88.1	84.3	79.0
紹介成功率	1月実績	18.5	29.9	31.3	17.7	28.6	32.0	47.3	27.4	25.3
	通算	28.4	33.6	35.3	22.4	34.2	34.0	49.5	32.7	30.7
	年度目標値	26.7	31.3	30.2	23.4	30.1	29.9	47.0	32.3	28.9
	通算目標比	106.4	107.3	116.9	95.7	113.6	113.7	105.3	101.2	106.2

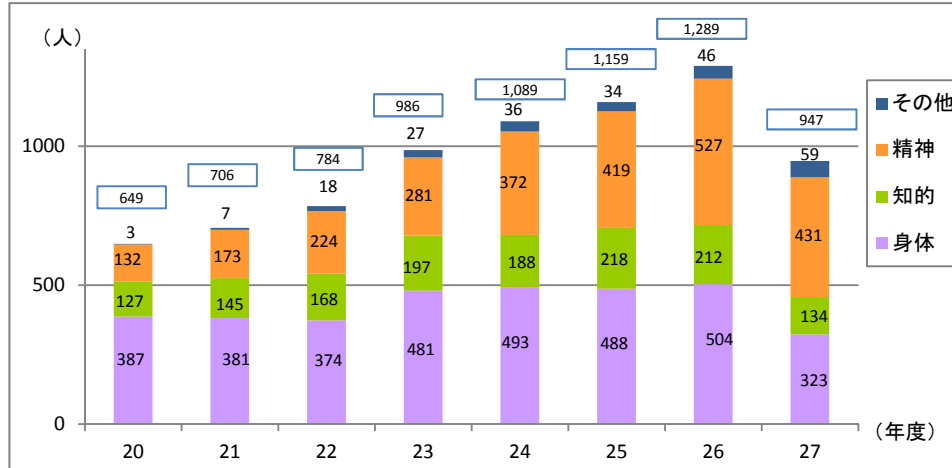
※局計には運輸支局分を含む。

障害者雇用の現状

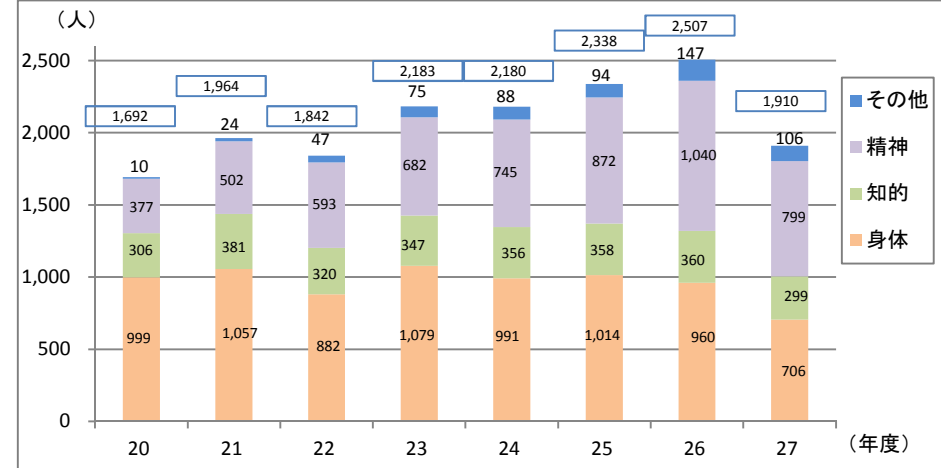
19

- 平成27年度(12月末現在)のハローワークを通じた障害者の就職件数は947件(対前年同月+1.6%)。新規求職申込件数は1,910件(対前年同月+3.6%)。
- 平成26年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は1,289件(過去最高を更新)。年々、精神障害者の就職が増加。
- 雇用率は全国平均を下回る。 27年度(全国1.88%、福島県1.84%)
- 雇用率達成企業割合は全国平均を上回る。 27年度(全国47.2%、福島県50.5%)

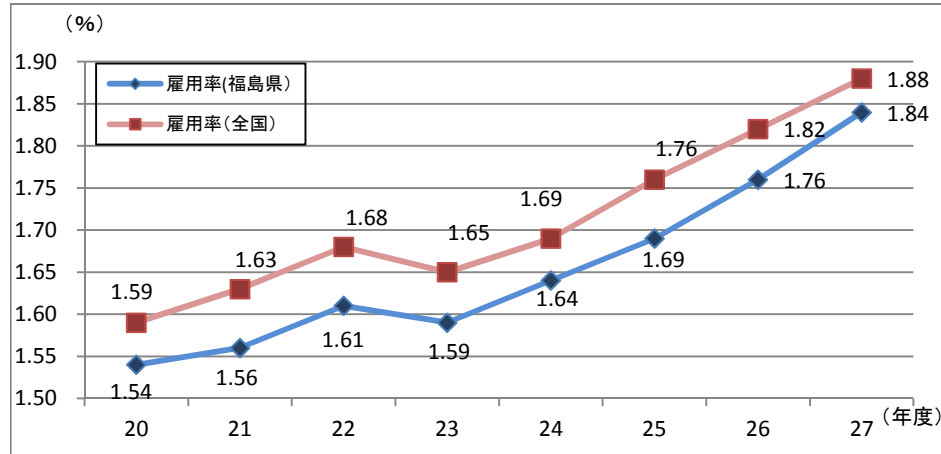
ハローワークにおける障害者の就職



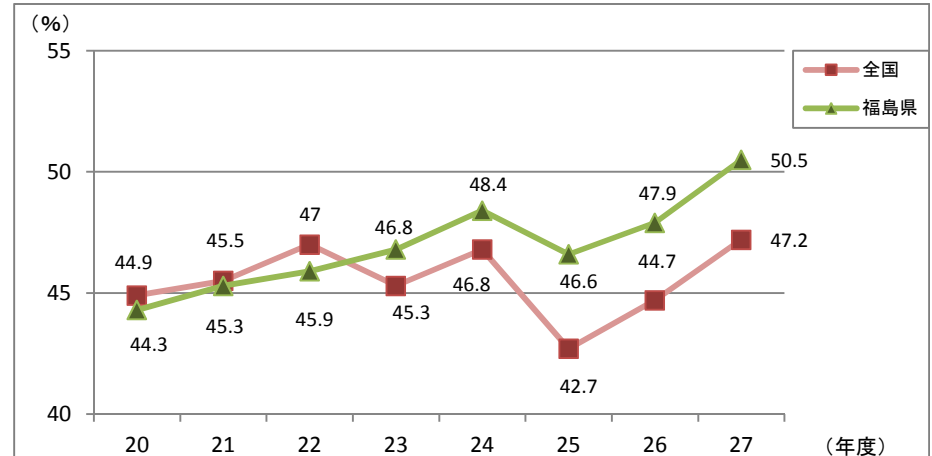
新規求職申込件数



雇用率の推移



達成企業割合の推移



- (注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。
 2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年より50人以上の規模となっている。
 3 「雇用率の推移」、「達成企業割合の推移」データは平成27年6月1日現在。

国・自治体による一体的実施事業（生活困窮者の就労支援）の取組み

■平成25年10月～ 「郡山市」と「ハローワーク郡山」の連携

概要

- 郡山市の市庁舎内にハローワークの常設窓口を設置
- 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援
- 県内初のケース。ワンストップの住民サービスを展開

窓口体制

- 社会福祉課窓口隣接させ「ハローワークコーナー」を設置。身近な市役所で国の就職支援ナビゲーター2名が相談を行い、ワンストップによる一体的な就労支援を実現。



状況

- （平成27年4月～12月）
- ナビゲーター 1人あたり 13.1人/月（11.8人/月）を支援
 - 1人あたり 6.7人/月（5.6人/月）の就職実績

※（ ）内は前年同期間の数値

■平成27年7月～ 「福島市」と「ハローワーク福島」の連携

概要

- 福島市の市庁舎内にワンストップサービスとなる、ハローワークの常設窓口を設置
- 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援
- 県内2カ所目のケース。

窓口体制

- 地域福祉課窓口隣接させ「ハローワークコーナー」を設置。身近な市役所で国の就職支援ナビゲーター2名が相談を行い、ワンストップによる一体的な就労支援を実現。



状況

- （平成27年7月～12月）
- ナビゲーター 1人あたり 3.5人/月を支援
 - 1人あたり 2.1人/月の就職実績

除染の現場で働く皆さまへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、
雇用する会社が負わなくてはなりません。

除染の現場で「おかしいな」と思ったら、
最寄りの労働局、労働基準監督署へ
まず、ご相談ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることは
ありません。



こんなことは、ありませんか？

- ① 違う会社の人から作業を指示される！
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる！
作業体系について ▶ 福島労働局 需給調整事業室へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない！
- ④ 割増賃金が支払われない！
労働条件・賃金について ▶ 最寄りの労働基準監督署へご連絡ください。



相談先や主な法令の説明は裏面をご覧ください。

厚生労働省 福島労働局

〔裏面へ〕

11280129第01-編第21

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と 思うことはありませんか？

＜作業体系について＞

いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は
「法令違反」です！

請負契約などの形をとっていても、実態として雇われている会社以外から働く方へ
作業の指示などがある場合には、いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」と見なされ、
発注者と雇用する会社は労働者派遣法違反や職業安定法違反となることがあります。

※ 安全衛生や就業禁止に関する命令などは関係ありません。

＜労働条件について＞

労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です！

事業主には、書面による労働条件の明示が義務づけられています。
口頭での指示では、例えば賃金額について、入社後「買った」「賣わない」の
トラブルになる可能性があります。雇用する会社と雇用契約を結ぶ際には、
お互いに労働条件を書面でしっかりと確認しましょう。

＜賃金について＞

割増賃金を支払わないのは「法令違反」です！

雇用する会社が労働者に、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合
には、割増賃金を支払う必要があります。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と 思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。

(受付時間 平日8:30～17:15)

相談の内容	相談先	電話番号
作業体系について	福島労働局 需給調整事業室 (所在地: 福島市西町1番40号 福島会館7F5401)	024-529-5746
労働条件・賃金 について	福島県	024-536-4610
	郡山	024-922-1370
	いわき	0246-23-2255
	会津	0242-26-6494
	須賀川	0248-75-3519
	白河	0248-24-1381
	喜多方	0241-22-4211
	相馬	0244-36-4175
	富岡(飯沼事務所)いわき市	0246-35-0050
	福島労働局 弘前課	024-536-4602

(受付時間 月・火・木・金 17:00～22:00 土日10:00～17:00(年末年始除く))

相談の内容	相談先	電話番号
労働条件・賃金について	労働条件相談はっとライン	0120-811-610

環境省発注の除染工場の現場(福島県内除染特別地域内)での特殊勤務手当(いわゆる除染手当、
危険手当)の支払いなどについて、疑問がある場合は、環境省でも相談を受け付けています。

【環境省の除染についてのお問い合わせ窓口】

福島: 024-523-6391(平日8:30～17:15) 東京: 03-6741-4535(平日9:30～18:15)

福島県内の公的職業訓練（平成28年度定員）

平成28年3月1日
福島労働局地方訓練受講者支援室

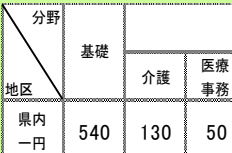
22

（単位：
人）

離職者訓練

区分 対象 内容 形態 分野 名称・規模

分野別定員

国 福島労働局 ハローワーク	求職者支援訓練	一般（特定求職者）	認定職業訓練	基礎的分野	基礎コース 民間実施機関 （大臣による コース認定）				
					540				
			ものづくり系以外	実践的分野	実践コース 民間実施機関 （大臣による コース認定）				
					800				

分野	基礎	実践					計
		介護	医療 事務	震災 復興	その他	共有枠	
地区							
県内	540	130	50	110	400	110	1,340
一円							

震災復興訓練

「公的職業訓練の離職者訓練」で実施

○求職者支援訓練 110
震災対策特別訓練コース
（大特＋車両系）

○機構施設内訓練 272
（住宅復興関連）

計 382



その他の職業訓練

種別 定員内訳 種別 定員内訳 種別 定員内訳

高度 専門 短期 職業 訓練	機械系	50	テクノ アカ デミー	郡山	70	障がい者 訓練	施設内	0
	電気・ 電子系	65		浜	70		民間委託	70
	居住系	25		会津	70		計	70
	その他	83		計	210			
普通 短期 職業 訓練	機械系	70	学卒者 訓練					
	電気・ 電子系	231						
	居住系	65						
	その他	153						
計		742						

210

70

福島県	公共職業訓練	雇用保険受給者	委託訓練	実践的分野	離職者等 再就職訓練 民間実施機関 （福島県が委 託）				
					1,710				

訓練 分野	事務系	情報系	サービス系	介護系	その他	年度過ぎ （1月末現在）	計
計	1,130	50	103	200	33	194	1,710

※サービス系に、建設人材育成コース65を含む

独立行政法人 高齢・障害・求 職者雇用支援 機構福島支部	公共職業訓練	ものづくり系	施設内訓練	分野	離職者訓練 ポリテクセンター 施設内				
					850				

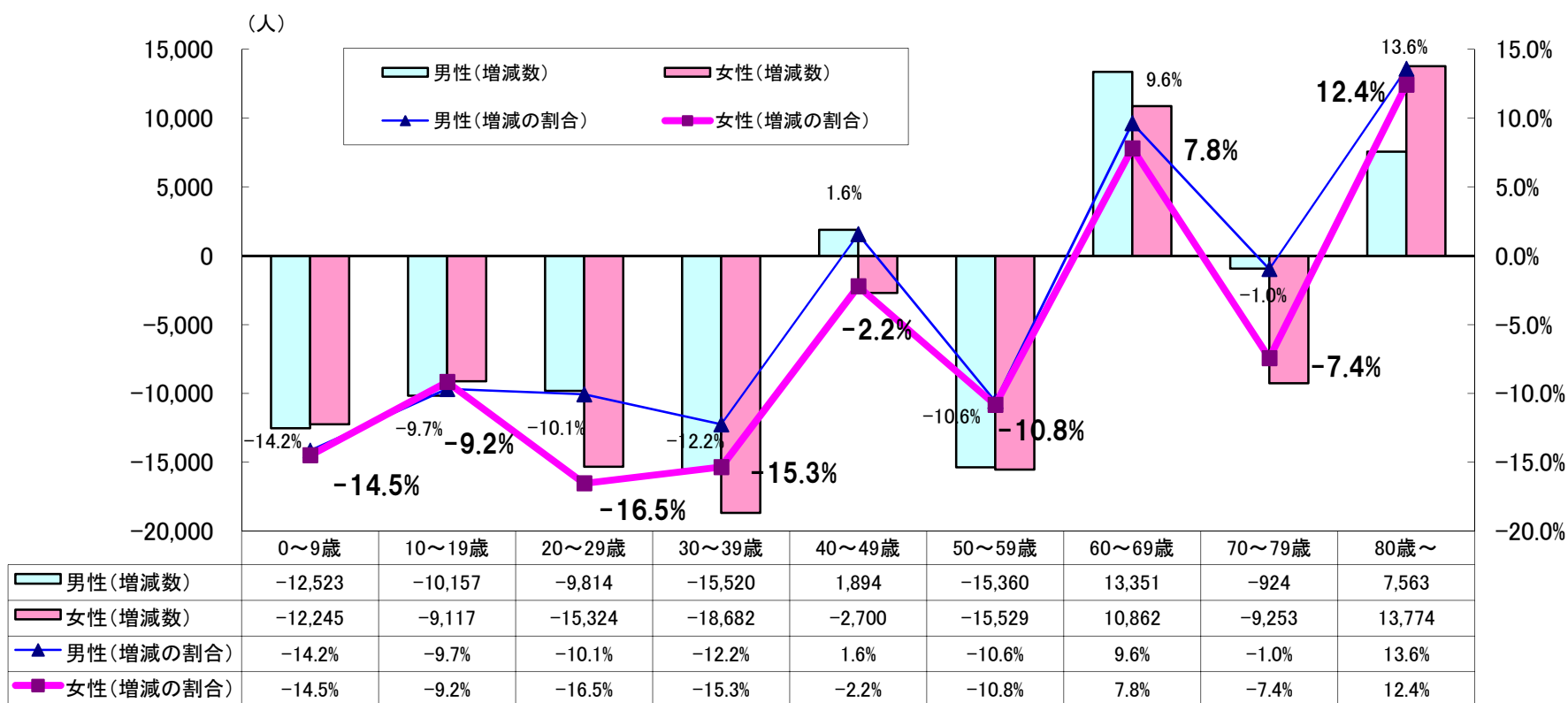
訓練 分野	建設系	製造系	サービス系	橋渡し訓練	計
計	172	310	320	48	850

3,900

1,742

平成23年3月1日から平成27年12月1日までの人口動態

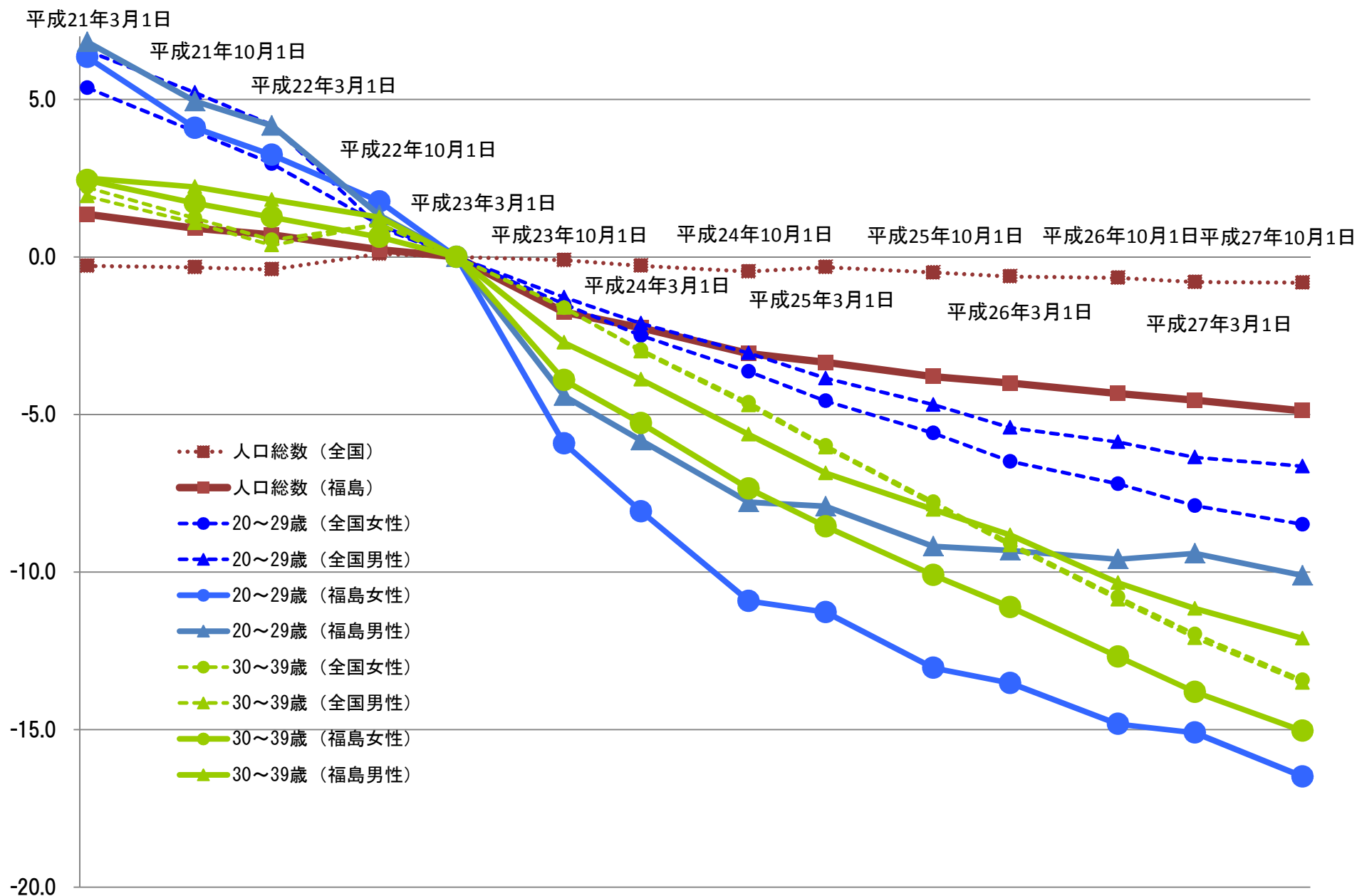
福島県「福島県現住人口調査」によると、福島県の人口は平成23年3月1日現在で2,024,401人であったが、平成27年12月1日現在では1,924,697人となり、99,704人減少している。そのうち20歳から39歳の人口は59,340人減少しており、特に女性は34,006人と大幅に減少している。いわゆる子育て期の人口の減少割合が高くなっており、震災の影響により県外に避難をした、また県外から県内の職場に通勤する者もいる等、厳しい子育て環境にある。



資料出所: 福島県「福島県現住人口調査」(平成23年3月1日、平成27年12月1日)

<注1>転入、転出等については、住民基本台帳法に基づき各市町村に届出があった情報を集計したものであるため、東日本大震災や原発事故の影響を受けて被災地等から避難した方に係る移動については、各市町村に届出があった場合のみの集計となっている。

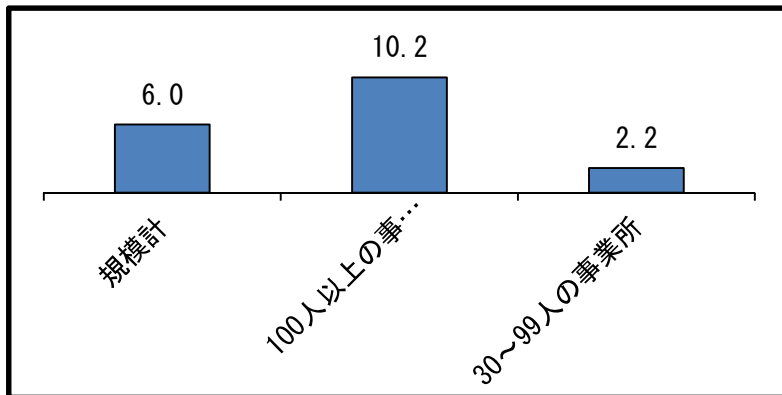
<注2>福島県の人口には「年齢不明」を含む(平成23年3月1日、平成27年12月1日ともに 男性7,506人、女性4,580人 総数12,086人)。



※平成23年3月1日現在の人口を基準として算出

資料出所: 福島県現住人口調査(福島県)、人口推計(総務省)

○ポジティブ・アクション取組状況



資料出所：福島県「平成26年労働条件実態調査」

《参考》厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」
では規模計(30人以上)で20.8%。

○女性の活躍・両立支援総合サイト



・掲載企業数

ポジティブ・アクション応援サイト	22件
女性の活躍推進宣言コーナー	28社
両立支援のひろば	498社

○女性活躍推進法(平成28年4月1日施行)の概要

事業主に求められる取組

- ① 自社の女性活躍の状況を把握し、課題を分析
- ② ①の結果を踏まえた行動計画の策定、労働局への届出、労働者への周知、外部への公表
- ③ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

※上記取組は、労働者数301人以上規模の事業主は義務、300人以下の事業主は努力義務。

認定制度

上記取組を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は、労働局への申請により認定を取得。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPR。優秀な人材確保や企業イメージの向上などに期待。

女性活躍推進法に基づく認定マーク



1 段階目



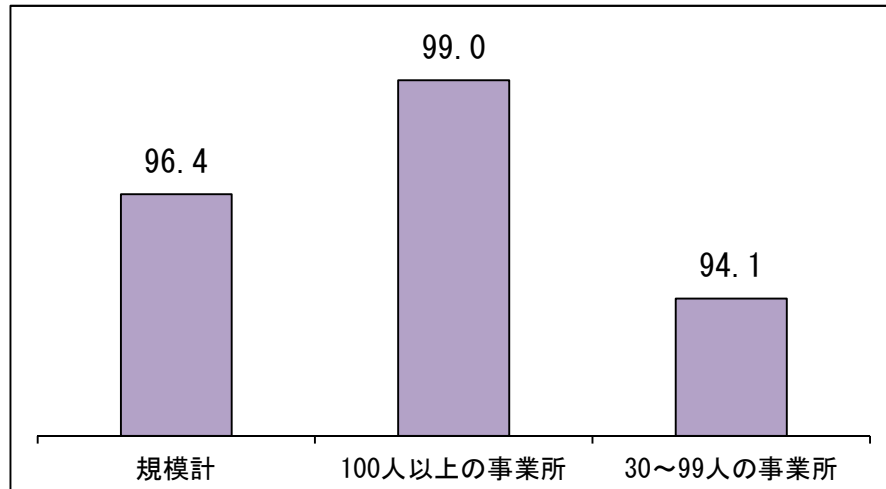
2 段階目



3 段階目

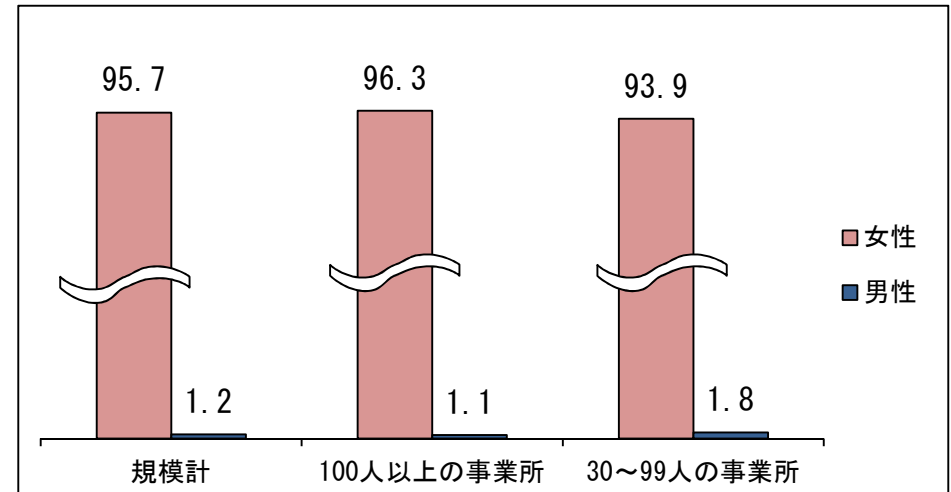
○ 育児休業の規定整備状況

【規定の整備状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(26年)

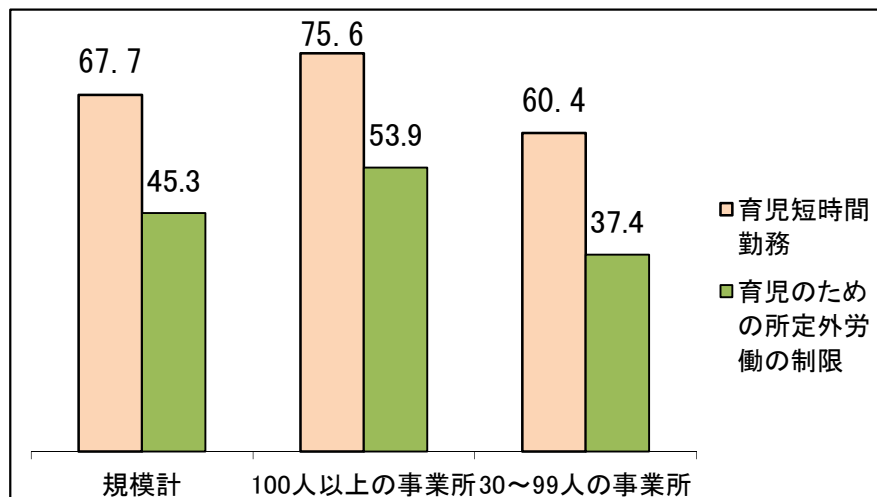
【利用状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(26年)

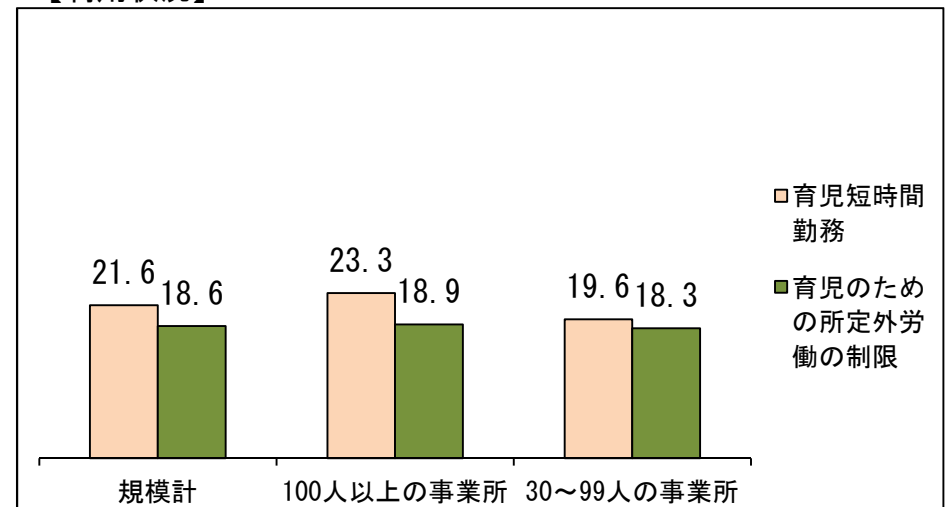
○ 「育児短時間勤務」及び「育児のための所定外労働の制限」

【規定の整備状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(26年)

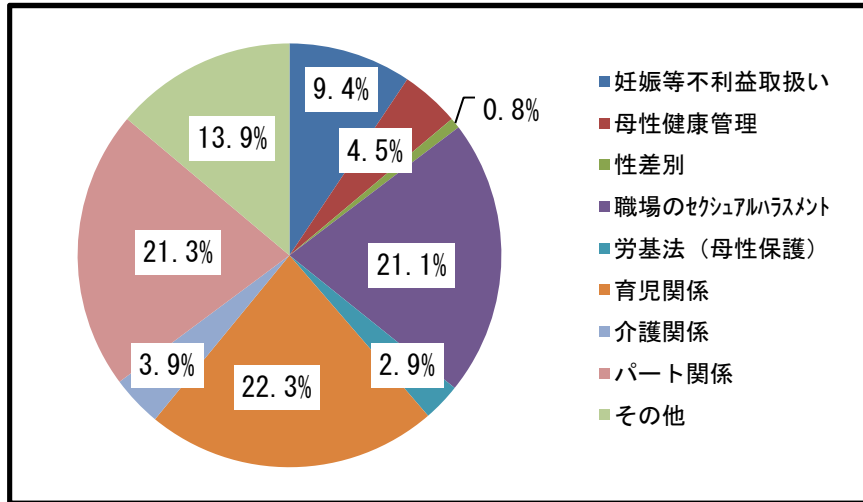
【利用状況】



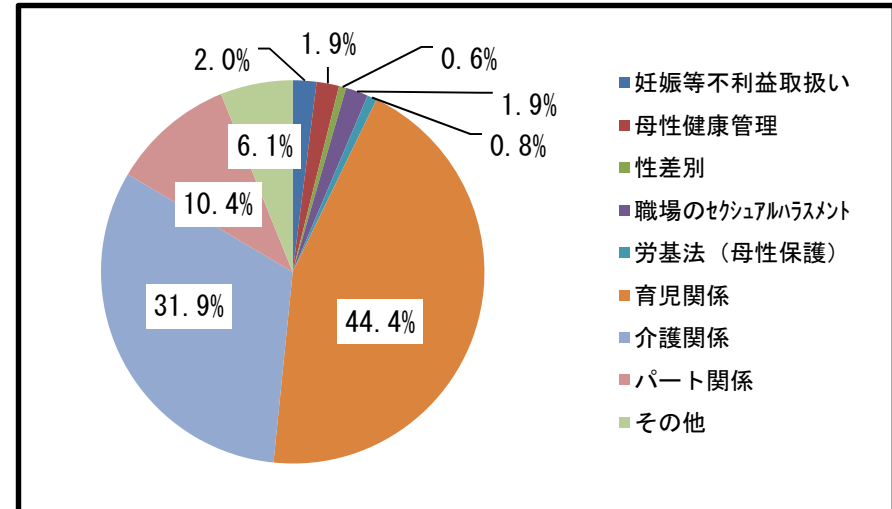
資料出所：福島県 労働条件等実態調査(26年)

1 相談状況

1 労働者からの相談

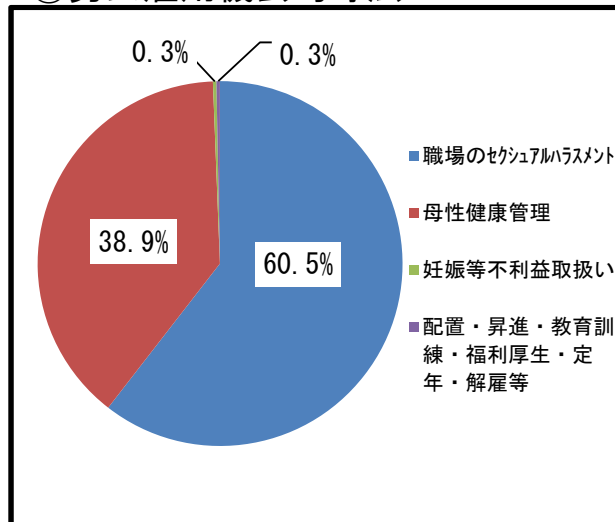


2 事業主からの相談

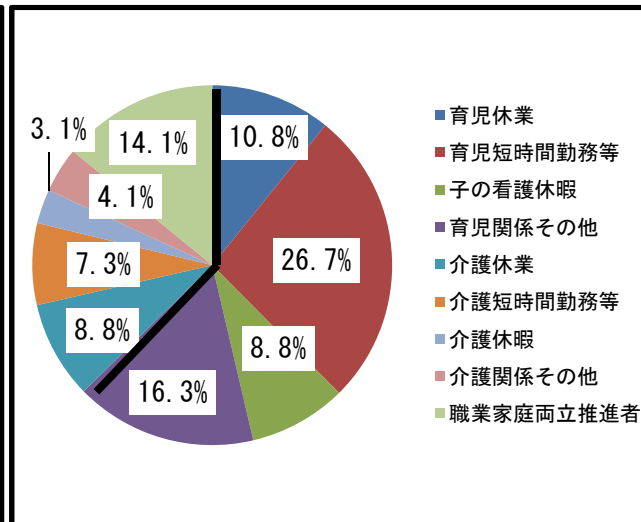


2 指導状況

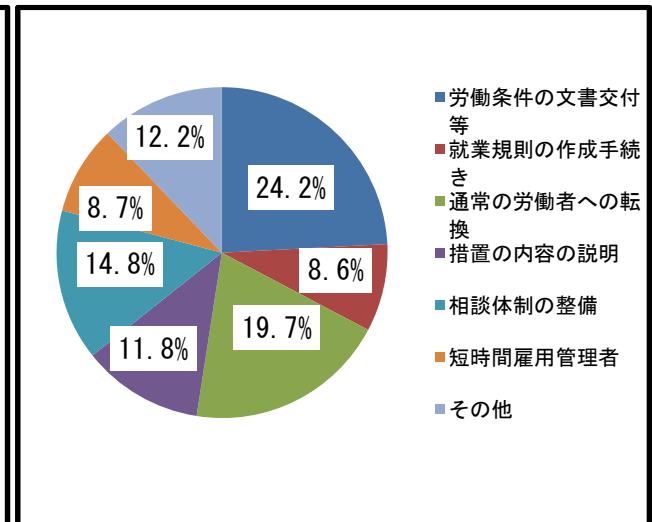
① 男女雇用機会均等法



② 育児・介護休業法



③ パートタイム労働法



○一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

企業規模	管内企業数	行動計画策定届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上	151社	150社	99.3%
常時雇用労働者101人～300人	450社	448社	99.6%
常時雇用労働者100人以下		199社	
合 計		797社	

※次世代育成支援対策推進法により、常時雇用労働者101人以上規模企業には一般事業主行動計画の策定・届出・周知・公表を義務づけ。

○子育てサポート企業（くるみん認定企業）

企業規模	認定企業数
常時雇用労働者301人以上	11社
常時雇用労働者101人以上300人以下	7社
常時雇用労働者100人以下	5社
合 計	23社



○子育てサポート企業一覧

1. 株式会社郡山測量設計社（測量・建設コンサルタント業、76人）（認定2回）
2. 株式会社沖データシステムズ（情報機器の設計・研究、181人）
3. 株式会社東邦銀行（金融業、2,361人）（認定2回）
4. 藤田建設工業株式会社（建設業、173人）
5. 株式会社ニラク（娯楽業、1,185人）（認定2回）
6. 福島キヤノン株式会社（製造業、1,680人）（認定3回）
7. 田中建設株式会社（建設業、85人）
8. 医療法人社団三成会（医療業、197人）
9. 社会福祉法人太田福祉記念会（福祉業、226人）
10. 小野建設株式会社（建設業、57人）
11. 公益財団法人磐城済世会（医療業、599人）
12. 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社（製造業、446人）
13. 社会福祉法人いわき福音協会（福祉業、529人）
14. 医療法人辰星会（医療業、513人）
15. 株式会社ヨシハラ（製造業、31人）
16. 若松ガス株式会社（ガス業、172人）
17. 北関東空調工業株式会社（建設業、65人）
18. 株式会社ニノテック（卸売業、180人）
19. 株式会社ハニーズ（小売業、4,499人）
20. アルパインマニュファクチャリング株式会社（製造業、258人）
21. 社団医療法人養生会（医療業、457人）
22. 一般社団法人太田総合病院（医療業、2,390人）
23. 一般社団法人大原総合病院（医療業、703人）

福島県魅力ある職場づくり推進会議開催要綱

1 目的

福島県においては、全国的な景気回復基調に加え、東日本大震災からの復旧・復興需要の高まりを背景として、雇用情勢が着実に改善しているが、子育て世代の女性を始めとして、県外に避難している県民は未だに多く、建設業や介護分野など、様々な分野で人手不足が顕在化している。福島県の復興・再生を持続的に進めるためには、これを支える人材の確保が重要であり、そのため、雇用の質を高めるとともに、雇用環境の整備を促進する「魅力ある職場づくり」の推進が求められている。

このため、若者や女性、非正規雇用者を含め、福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び地域の労使団体等の関係者から構成される会議を開催し、働き方改革などについて検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進する。

2 設置

福島県における魅力ある職場づくり推進の取組について検討するため、標記会議を設置する。

3 会議の構成員

(1) 国

福島労働局、東北経済産業局

(2) 地方公共団体

福島県

(3) 労働団体

日本労働組合総連合会福島県連合会

(4) 経済団体

福島県経営者協会連合会、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会

4 会議の主たるテーマ

- (1) 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進施策等の働き方改革
- (2) 非正規労働者の正社員への転換、待遇改善の推進
- (3) 女性の活躍推進
- (4) その他当県の実情に応じた労働課題

5 会議

議長は福島労働局長とし、議長は必要に応じ会議を招集する。

6 事務局・庶務

会議の事務局は福島労働局とし、庶務は総務部企画室において行う。

7 設置

標記会議については、この要綱に基づき、平成 27 年 11 月 10 日から設置する。

「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」

(平成 27 年 12 月 21 日)

福島県においては、全国的な景気回復基調に加え、震災復興・復興需要の高まりを背景として、雇用情勢が着実に改善しているが、子育て世代の女性を始めとして、県外に避難している県民はまだまだ多く、建設業や介護分野など、様々な分野で人手不足が顕在化している。福島の復興・再生を持続的に進めるためには、これを支える人材の確保が重要であり、雇用環境の整備を促進する「魅力ある職場づくり」の推進が必要である。

このため、福島県魅力ある職場づくり推進会議の各構成員は、若者、女性、高齢者、障がい者、非正規労働者を始めとする県内労働者の労働環境や処遇の改善等に向け、長時間労働対策や年次有給休暇取得促進等の働き方改革、非正規労働者の正社員への転換や待遇改善、女性の活躍推進等に関し、同会議で提起された様々な課題の克服に努めつつ、積極的に機運の醸成を図るなど、互いに協力して、福島県における「魅力ある職場づくり」の実現のために取り組むこととする。

平成 27 年 12 月 21 日

福島県魅力ある職場づくり推進会議

○ 福島県魅力ある職場づくり推進会議における主な意見・提案

(1) 長時間労働対策や年次有給休暇取得促進等の働き方改革に関するもの

- ・ 働き方改革については、ただ単に労働時間を短縮するだけでなく、労働時間の短縮により企業の生産性を向上させられるかどうかが重要な問題である。カイゼンする力を作る、人材を育てて投入するということが大事になってくるだろう。
- ・ 時間にとらわれないクリエイティブな働き方や、育児・介護といったライフステージに合わせた働き方など、多様な働き方ができる社会を構築することが必要である。
- ・ 労働の質が変わってきており、必ずしも時間で量れる仕事ばかりではなくなっている。個人の力量に依るところが大きい仕事については、成果で量ることも必要である。
- ・ 福島においては、製造業は強く、比較的生産性は高いが、観光業は、企業規模が小さいことや風評被害等により、生産性が低いと言われている。観光業などの生産性を向上させるために、今後、企業再編や企業協働による生産性向上や、風評被害を払拭しての販路拡大等を考えていく必要があるのではないか。

(2) 非正規労働者の正社員への転換や待遇改善に関するもの

- ・ 正社員を希望する者や、長らく非正規就労をしている者については、正社員への門戸をもう少し広げる必要がある。
- ・ 非正規という言葉自体が良くないと思うが、それによって家族も含めてモチベーションを下げるというケースもある。正社員を希望する場合には、転換を支援するというようなことがないと、不満につながってしまうのではないかな。
- ・ 希望して非正規就労している方もいるので、正規就労と非正規就労を二極対立させて、非正規就労は正規就労へ転換しなければならないとするのは、現実には合わない。
- ・ 非正規労働者の正社員への転換については、例えば、就職氷河期などで正社員になれず、不本意ながら非正規就労をしている方が正社員を希望する場合には支援していくものであり、労働形態の多様化を否定するものではない。
- ・ 自分の都合のよい時間に働きたいからという理由で希望して非正規就労をしている方々の中にも、もう少し時給を上げてほしいという意見は多い。正社員と同じ給料というのは現実的には難しいが、それに近づけていくのは可能だと思う。

- ・ 年収 300 万円を境に既婚率が変わってくるので、少子化問題の解決のためにも、所得向上策が大事になってくる。
- ・ 非正規労働者の多くを正社員へ転換する場合、退職金のための積立てが増加するなど、対応が必要となる場合もあり、中小企業においては負担が大きい。

(3) 女性の活躍推進に関するもの

- ・ 働く女性の約 6 割が第 1 子出産を機に離職している現状からすると、結婚、出産をしても働き続けられる職場環境整備が重要な課題と考える。
- ・ 少子高齢化により労働力が絶対的に不足するわけであり、女性、シニアにどう働いてもらうかが、企業にとって重要である。
- ・ 労働力が減っていく中で、潜在的に職場に復帰したいと考えている女性がたくさんいるので、こうした方々を紹介するようなシステムを作ることが必要だろう。
- ・ 女性の活躍推進については、自分の会社の中でできることと、制度等を改革してもらわなければならないことを分けて考えなければならない。保育所の拡充、育児休業給付の増額、女性のキャリア研修などの取組のほか、いわゆる 103 万円、130 万円の壁の問題の解決も必要ではないか。
- ・ 育児休業については、制度の活用促進だけでなく、例えば、産前産後休暇や育児休暇を取得して休んだ職員の周りで業務をシェアしてサポートしてくれた同僚にボーナス等で見返りを出したところ、職場の雰囲気が大変良くなり、そうした休暇が取りやすくなったということがあった。そういった工夫もあってよいと思う。

(4) その他

- ・ 小規模・零細事業場は赤字企業が多く、今回の 3 つのテーマに係る取組を実施する余裕がなく、労働条件の改善はなかなか難しいというところが多いのが実情である。
- ・ 高校生は地元意識が強く、9 割近くが地元で働きたいと考えているなど、頼もしいが、一方で、離職率が全国平均より高い。キャリア教育やインターンシップの充実が必要であるが、このほかに、学校・家庭・地域が一体となった教育など、社会全体で取り組んでいく課題もある。

以 上

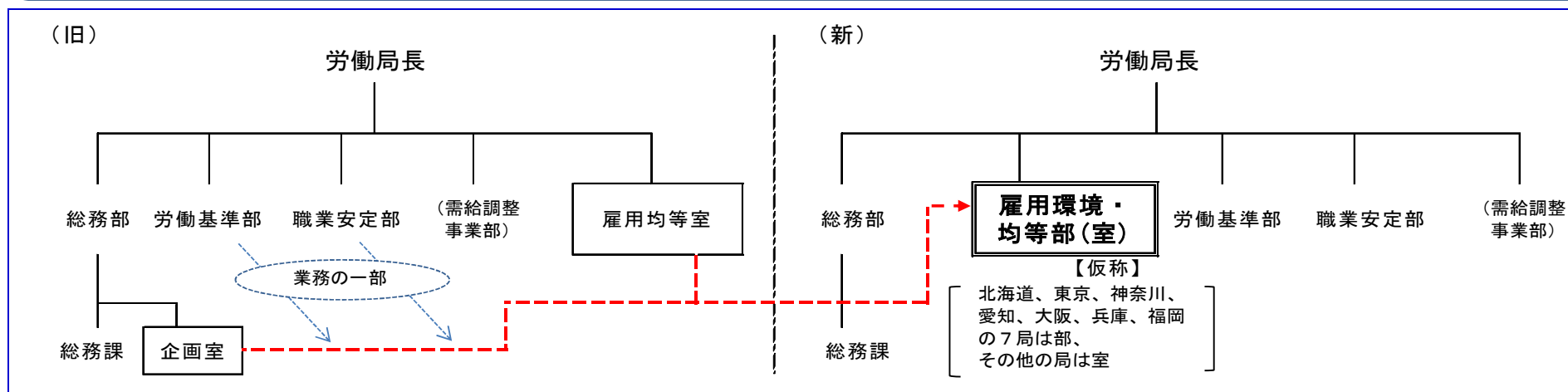
福島県魅力ある職場づくり推進会議出席者名簿

(平成 27 年 12 月 21 日)

構成機関・団体等、役職	氏 名
福島県 副知事	福島 利行
日本労働組合総連合会福島県連合会 会長	今泉 裕
福島県経営者協会連合会 会長	笠原 賢二
福島県商工会議所連合会 会長	渡邊 博美
福島県商工会連合会 会長	榎田 倉治
福島県中小企業団体中央会 会長	内池 浩
経済産業省東北経済産業局 総務企画部長	渡部 義賢
厚生労働省福島労働局 局長	引地 睦夫

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等部(室)【仮称】」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業指導等)と、解決への取組(調停・あっせん等)を、同一の組織で一体的に進めます。



ポイント1(総合的な行政事務の展開)

- 雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
- 「雇用環境・均等部(室)【仮称】」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2(労働相談の窓口の一本化・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施)

- ①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
- 「雇用環境・均等部(室)【仮称】」に労働相談の窓口を一本化。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業への指導)と解決への取組(調停・あっせん等)を一体的に実施

ポイント3(業務実施体制の整備・強化)

- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等部(室)【仮称】」に配置する専門官職(雇用環境改善・均等推進指導官【仮称】)を増員

都道府県労働局

雇用均等室

- ・均等関係法令(均等法、育児・介護休業法、パート法)に基づく指導等(マタニティハラスメント対策を含む。)
- ・次世代法の施行に関する業務
- ・女性の活躍の推進 など

労働基準部 所掌事務のうち

- ・働き方改革(長時間労働削減、年休の取得促進等)、ワーク・ライフ・バランス、労働契約法(無期転換ルールの周知等)、パワハラに関する業務 など

総務部・職業安定部 所掌事務のうち

- ・個別労働紛争に関する相談業務、企画調整業務
- ・福祉労働に関する業務 など

相互に関係する業務を一体として実施するため、現行の業務実施体制を見直し、新たな組織を設置

**雇用環境・均等部（室）
【仮称】の設置**

男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。

また、事業所を訪問するなどして行う事業所に対する働きかけ等、相互に関係する業務を一体として実施することにより、業務の合理化・効率化を推進。

<見直しの効果>

- 事業所への労働環境の改善に係る働きかけ、事業主や労働者等の当該事項に係る相談などについて、**効率的・効果的な実施・対応**が可能に
- 女性労働者の期待がとて高い女性活躍新法の施行など、行政需要に応じて**拡大する業務量への着実な対応**が可能に
- 幅広い内容の個別労働相談を**総合的に受け付ける**ほか、紛争の未然防止（指導）と解決（調停とあっせん）の**一体的実施**が可能に
- 雇用均等、労働基準、職業安定各行政の枠組みにとらわれない、**総合的な労働行政の企画・実施**が可能に など

福島労働局からのお知らせ

平成 28 年 4 月 4 日に富岡労働基準監督署仮事務所を広野町に移転します。同時にハローワーク富岡「広野サテライト」を開設します。

福島労働局は、現在いわき市内にある富岡労働基準監督署仮事務所（双葉郡を管轄）を平成 28 年 4 月 4 日に、双葉郡広野町の広野駅前再開発ビル「広野みらいオフィス」に移転することとしました。

また、同時に、現在いわき市内に仮事務所を置いているハローワーク富岡の双葉郡における相談窓口「広野サテライト」を、新たに同ビル「広野みらいオフィス」内に開設します。

○富岡労働基準監督署仮事務所

所在地：双葉郡広野町大字下浅見川字柳町地内

広野駅前再開発ビル「広野みらいオフィス」2階（373.7 ㎡）

※現在、いわき市内で行っている双葉郡を対象とする富岡労働基準監督署仮事務所のすべての業務を、広野町を拠点として迅速かつ機動的に行います。

○ハローワーク富岡 広野サテライト

所在地：上記と同じ（77 ㎡）

取扱業務：職業相談、職業紹介業務、求人情報の検索

雇用保険受給者の失業認定業務（注）

（注）特定の日のみの取扱いとなります。

※住所・電話番号については、決まり次第、福島労働局のホームページに掲載します。

この件に関する問合せ先：福島労働局総務部総務課 電話番号：024-536-4601

